㈢　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第八条関係）

㈢　法人税割の課税標準である法人税額について、平成二六年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

㈣　土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第三三条の三関係）

㈤　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（附則第三四条の二関係）

㈥　東日本大震災により住宅、家財等に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年以内にすることができなかった所得割の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出は災害関連支出とみなして、雑損控除及び雑損失の繰越控除を適用することができることとした。（附則第四二条関係）

㈦　東日本大震災により事業用資産に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復費用についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をすることができなかった所得割の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をしたときは、当該支出をした金額は災害に関連するやむを得ない支出の金額とみなして、被災事業用資産の損失の繰越控除を適用することができることとした。（附則第四四条関係）

㈥　非居住者及び外国法人に対する課税原則について、次のとおり見直すこととした。

(1)　個人の道府県民税及び市町村民税の外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の道府県民税又は市町村民税の所得割額から控除することとした。（第三七条の三及び第三一四条の八関係）

(2)　恒久的施設を有する外国法人の法人税割について、恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算することとした。（第二三条及び第二九二条関係）

(3)　恒久的施設を有する外国法人に係る繰戻還付金の繰越控除について、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算することとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

(4)　外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額を課税標準として課する法人税割額から、法人税の控除限度額を超える額を控除することとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

2　事業税

㈠　マンション敷地売却組合の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした。（第七二条の五関係）

㈡　医療法人等が行う難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく一定の指定特定医療及び児童福祉法の規定に基づく一定の指定小児慢性特定疾病医療支援について、所得割の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずることとした。（第七二条の一三関係）

㈢　次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。（附則第九条関係）

(1)　北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

(2)　預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

(3)　銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。

(4)　新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

(5)　中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

(6)　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

(7)　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

(8)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。

(9)　株式会社地域活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

㈣　外国法人に対する課税原則について、次のとおり見直すこととした。

(1)　恒久的施設を有する外国法人の付加価値割の課税標準である付加価値額のうち単年度損益は、恒久的施設に帰属する所得の金額又は欠損金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額又は欠損金額の合算額とすることとした。（第七二条の一八関係）

(2)　恒久的施設を有する外国法人の所得割の課税標準である所得は、恒久的施設に帰属する所得の金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額の合算額とすることとした。（第七二条の二三関係）

3

㈠　不動産取得税

社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。（第七三条の四関係）

㈡　学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。（第七三条の四関係）

㈢　全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき国土交通大臣から指名された建設主体が一定の新幹線鉄道の鉄道施設の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。（第七三条の四関係）

㈣　個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（第七三条の二七の二関係）

㈤　農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加することとした。（第七三条の二七の六関係）